

社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会  
理事・監事・評議員の報酬等に関する規程

制 定 平成24年 3 月 24 日  
全部改正 平成28年12月 7 日

(目的)

**第 1 条** この規程は、社会福祉法人小樽市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支弁)

**第 2 条** 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支弁する。

- (1) 常務理事及び監事には、報酬を支弁する。
- (2) 常務理事以外の理事（以下「非常勤理事」という。）及び評議員については、報酬を支弁しないこととし、法人業務を行う場合に次条第 4 項に定める費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次条第 4 項の費用弁償額を超える場合には、本会旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、次条第 4 項の費用弁償は行わない。

(常務理事等の報酬等の算定方法)

**第 3 条** 常務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬 年額 4,800,000円以内
  - (2) 通勤手当 本会職員給与規程第16条の規定に準ずる額。
  - (3) 期末手当 本会職員給与規程第18条第 1 項の規定による額の範囲内で支弁することができる。
- 2 役員等が職務のため出張したときは、本会旅費規程に基づき、旅費を支弁する。
  - 3 監事に対する報酬の額は日額5,000円とし、監査及び次項各号に掲げる会議等に出席するときに支弁する。
  - 4 非常勤理事及び評議員が次の各号に掲げる会議に出席するときは、日額1,500円の費用弁償を行う。
    - (1) 理事会及び評議員会
    - (2) その他、会長が招集する会議

(報酬等の支弁方法)

**第 4 条** 常務理事に対する報酬は、毎月21日に支弁する。ただし、その日が休日に当たるときは、本会職員給与規程第 4 条第 3 項に準じた日とする。

- 2 非常勤理事、監事及び評議員に対する報酬又は費用弁償は、会議等に出席するときに支弁する。
- 3 報酬又は費用弁償は、通貨をもって本人に支弁する。ただし、常務理事の報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、積立金等を控除して支弁する。

(公表)

**第5条** 本会は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬等の支弁の基準として公表するものとする。

(改廃)

**第6条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

**第7条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。